

【解説文】

県では、こども・子育てにやさしい社会の実現に向けた取組を推進しています。

このたび、その一環として、物価高騰下における、子育て世帯の育児負担を軽減するため、育児用品の購入や育児支援サービスの利用料などに使える電子クーポンを発行する事業について、その申請の受付を開始しました。

クーポン発行の対象となるのは、岐阜県にお住まいで、令和5年4月2日から令和9年4月1日までに生まれた、又は生まれる予定の児童がいる家庭です。

また、発行額については、こども1人につき、第1子・第2子は1万円分、第3子以降は2万円分で、申請受付は来年の2月15日まで、利用期限は3月7日までとなります。

利用対象は、例えば、粉ミルクやおむつ、ベビーフード等の育児用品や、除菌シートや洗剤、ティッシュペーパー等の生活用品の購入、ファミリーレストラン等の飲食店での飲食代のほか、保育所等での一時預かりや医療機関での病児保育等の育児サービスに加え、アクアトト・ぎふ等の県有施設の利用料等にも使えます。

利用可能な店舗等は、ドラッグストアやスーパー、ショッピングモール、飲食店、保育所、県有施設等、県内で700店舗以上あり、今後も順次拡充していく予定です。

クーポンを活用いただくことで、少しでも子育て中の家庭の育児負担、経済的負担の軽減につながればと考えております。対象となる方は、ぜひ申請していただき、ご利用ください。